

湖南省文化財保護審議会の会議の公開に関する運営要綱

令和6年7月19日

湖南省文化財保護審議会設置条例（平成16年湖南省条例第107号）第8条に基づき、次のとおり定める。

（会議の公開）

第1条 審議会の会議は、次に掲げる案件に関する会議を除き、公開する。

- (1) 会長の選任その他人事に係る案件
 - (2) 湖南省文化財保護条例（平成16年湖南省条例第106号）第7条に規定する湖南省指定文化財の指定及び指定解除の審議に係る案件
 - (3) 湖南省情報公開条例（平成16年湖南省条例第10号）第7条及び第8条第1項各号に掲げる情報に該当する情報を含むものと認められる案件
 - (4) 前3号に掲げるものその他公開しないことに正当な理由があると認められる案件
- 2 会議を公開する場合は、会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前までに市ホームページ等により公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。
- 3 会議の公開は、傍聴及び結果の閲覧の方法により行うものとする。

（傍聴）

第2条 会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、会長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 会議の傍聴は、法令に定めのあるものを除き、原則として次に掲げるところによる。

- (1) 会長が傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席及び報道機関用の席を設けるものとする。この場合において、傍聴を希望する者が、会長が傍聴を認める者の定員を超えたときは、先着又は抽選により傍聴を認める者を決定するものとする。
- (2) 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、会長が傍聴を認めた者に周知し、会議の秩序の維持に努めるものとする。
- (3) 会長が傍聴を認めた者に対しては、会議資料（湖南省情報公開条例第7条及び第8条第1項各号のいずれかに該当する情報が記載されている部分を除く。）を配布するものとする。

（入場の制限）

第3条 会長は、傍聴人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議場への入場を認めない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (2) 議事を妨害するおそれがあると認められるとき。

- (3) 他人に迷惑をかけ、又は危害を加えるおそれがあると認められるとき。

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議事の内容に対して、発言、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) スマートフォン、スマートウォッチその他音を発する機器を所有する者は、電源を切る等して、音が鳴らないようにすること。
- (3) 会議を非公開とする決定が行われたときは、速やかに退場すること。
- (4) 会長の指示があった場合は、速やかにその指示に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会場内の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為若しくは他人の迷惑になる行為をしないこと。

(退場)

第5条 会長は、傍聴人が前2条に定める事項に違反し、又は議事の円滑な進行に支障を生ずると判断した場合は、当該傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(禁止事項)

第6条 傍聴人は、会議場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等してはならない。

(会議結果の公開)

第7条 会議結果の公開は、原則として次のとおり行うものとする。

- (1) 閲覧に供すべき議事録又は会議概要を会議終了後速やかに作成する。
- (2) 前号により作成した議事録又は会議概要について、市ホームページに掲載する。
- (3) 会議の結果の閲覧期間は、当該文書の保存年限とする。

附 則

この要綱は、令和6年7月19日から施行する。